



2021年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマタネ
代表者名 代表取締役社長 山崎 元裕
(コード：9305、東証第1部)
問合せ先 管理本部総務部長 高田 雅夫
(TEL. 03-3820-1111)

「役員の報酬決定方針」及び「コーポレートガバナンスに関する基本方針」一部改定のお知らせ

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、「役員の報酬決定方針」の一部改定及びこの方針を含む「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の一部改定について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の内容

「コーポレートガバナンスに関する基本方針（第5章コーポレートガバナンスの体制 5. 役員の報酬決定方針）」において、役員の報酬決定方針を定めていましたが、今般新たに役員報酬の基本的な考え方を定め、報酬支払時期について明確にいたしました。さらに、報酬体系についても業績連動報酬の算定方法について具体的に記載することといたしました。

2. 役員の報酬決定方針

(1) 役員報酬の基本的な考え方

- ① 持続的な企業価値向上をめざす当社役員の役割及び職責に相応しい報酬とする。
- ② 指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保する。

(2) 報酬の決定方法

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議に基づき報酬総額を決定している。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしている。各取締役の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案を審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定する。各監査役の報酬額は、当社の定める「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき監査役の協議により決定する。

(3) 報酬体系

- ① 常勤取締役の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分の3区分としている。また、標準報酬額は役員の役位ごとに決定している。業績連動報酬額は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて標準報酬額に加算減算する。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動し決定する。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の7%程度とし、企業価値向上により株価上昇をめざすインセンティブとする。
- ② 非常勤取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定する。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しな

い。役員持株会を通じて自社株式を購入することはできる。

③監査役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査役の協議により決定する。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しない。役員持株会を通じて自社株式を購入することはできる。

(4)報酬支払時期

取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議により決定された年間支給額を12等分した額を毎月支払うこととする。

※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、当社ホームページに掲載しております。

(<https://www.yamatane.co.jp/csr/>)

以 上